

別表第2

平成22年12月1日 現在

扶養手当額表

区分	支給額
配偶者	13,000円
その他の扶養親族	2人までについてはそれぞれ6,500円(職員に扶養親族でない配偶者があつてはあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者があつてはあつてはそのうち1人については11,000円。)、その他については1人につき6,500円とする。
	扶養親族たる子のうちに15才に達する日以後の最初の4月1日から22才に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がある場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

別表第3

令和2年4月1日施行

住居手当額表

区分	支給額	
家賃居住者 (世帯主に限る。)	家賃(間賃)が27,000円まで	16,000円を控除した額
	家賃(間賃)が27,000円をこえている場合	こえた額の2分の1の額+11,000円(ただし、28,000円を限度とする。)

別表第4

平成27年12月1日 現在

通勤手当額表

区分	支給額	
交通機関を利用して通勤する者	55,000円までは交通実費	
自動車等の交通用具を利用して通勤する者	2km以上 5km未満	2,600円
	5km以上10km未満	5,300円
	10km以上15km未満	8,000円
	15km以上20km未満	10,700円
	20km以上25km未満	13,400円
	25km以上30km未満	16,100円
	30km以上35km未満	18,800円
	35km以上40km未満	21,500円
	40km以上45km未満	24,200円
	45km以上50km未満	26,900円
	50km以上55km未満	29,600円
	55km以上60km未満	32,300円
	60km以上	35,000円

別表第5

平成26年1月1日 現在

管理職手当支給割合表

区 分	支 給 額
施設長・副施設長・所長	給料月額の 8/100
事務長・事務長心得・次長・参事 ・副管理者・副所長	給料月額の 7/100
主幹・副参事・所長心得・事務長補佐	給料月額の 6/100
副主幹	給料月額の 5/100

別表第6

令和4年12月1日 現在

特殊業務手当額表

区 分	支 給 額
職業指導員	月額 10,000円
就労移行支援員	月額 10,000円
生活支援員	月額 8,000円
生活支援員(勤務割当)	月額 10,000円
専門職員・相談支援専門員	月額 8,000円
指導員	月額 7,000円
看護師	月額 12,000円
理学療法士	月額 8,000円
作業療法士	月額 8,000円
保育士	月額 8,000円
栄養士	月額 6,000円
上記以外の職員(参事以上除く)	月額 6,000円
危険手当(防疫等作業)	理事長が別に定める額

別表第7(第19条)

令和2年4月1日改正

宿日直手当額表

区 分	支 給 額
日直職員手当	1回 6,500円
宿直職員手当	1回 6,500円
夜勤職員手当 (16時30分～9時30分)	1回 3,000円

附則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正前の
別表第7 宿直手当は、平成23年6月30日まで、なおその効力を有する。
附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第8

令和4年4月1日施行

期末手当支給基準表

1. 支給額

支給月	支給額
6月	$(\text{給料} + \text{扶養手当}) \times 120.0 / 100 \times \text{在職期間率}$
12月	$(\text{給料} + \text{扶養手当}) \times 120.0 / 100 \times \text{在職期間率}$

2. 在職期間率

6月1日の基準日に在職する職員 基準日以前の在職期間	12月1日の基準日に在職する職員 基準日以前の在職期間	率
3月以上	6月以上	100/100
2月15日以上3月未満	5月以上6月未満	80/100
1月15日以上2月15日未満	3月以上5月未満	60/100
1月15日未満	3月未満	30/100

別表第9

令和4年12月1日施行

勤勉手当支給基準表

1. 支給額

支給月	支給額
6月	$\text{給料} \times 95.0 / 100 \times \text{在職期間率}$
12月	$\text{給料} \times 105.0 / 100 \times \text{在職期間率}$

- 在職期間率は、期末手当の在職期間率の表中「12月1日の基準日に在職する職員」欄の率に同じとする。
- 成績率は、基準日現在において勤勉手当の支給を受ける職員の給料の85.0/100に在職期間率を乗じて得た額の職員全員分を合計した総額をこえない範囲で職員個別に決定する。